

# 第3次横手市総合計画策定の基本方針 および今後のスケジュール等について

令和6年8月28日

総務企画部 経営企画課

# 総合計画の位置づけ

## 横手市自治基本条例（平成25年6月27日 条例第19号）

### （総合計画）

- 第11条 市長は、この条例の理念に基づき、**市の最上位計画**である基本構想及びこれに基づいた基本計画により構成される総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政の運営を行います。
- 2 市長は、総合計画の策定及び見直しにあっては市民の意見を反映させるため、**広く市民の参画を得る**ものとし、**基本構想の策定にあっては議会の議決を経る**ものとします。
- 3 市長等は、**各行政分野における計画を策定するときは、総合計画との整合性を図ります**。
- 4 市長は、総合計画について市民への周知を図り、その進行管理を的確に行うとともに、社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しをするものとします。

# 第1次横手市総合計画（平成18年度～平成27年度）

【目指す将来像】

『豊かな自然 豊かな心 夢あふれる田園都市』

## 基本目標

人にやさしい住みよい  
まちづくり  
＜生活環境＞

安心して住みよいまち  
づくり  
＜安全生活＞

やさしさあふれ元気な  
まちづくり  
＜健康福祉＞

## 施策大綱

- (1) 自然・歴史的環境の保全と活用
- (2) 住宅・住環境の整備
- (3) 公園・緑地の整備
- (4) よりよい生活環境へ
- (5) 環境保全施策の充実
- (6) 各拠点地区の整備
- (7) 道路網の整備

- (1) 防災体制の充実
- (2) 防犯体制の充実
- (3) 消防体制の充実
- (4) 土砂災害対策の推進
- (5) 水害対策の推進
- (6) 交通安全の推進
- (7) 公共交通機関の利便性の向上
- (8) 高度情報化の促進

- (1) 保健活動・健康づくりの推進
- (2) 医療体制の充実
- (3) 地域福祉の向上
- (4) 高齢者福祉の充実
- (5) 児童福祉の充実
- (6) 障がい者（児）福祉の充実
- (7) 母子（父子）福祉の充実
- (8) 低所得者福祉の充実

## 基本目標

豊かな自然と調和した  
活力あふれるまち  
づくり  
＜産業振興＞

みんなで学ぼうるおい  
のあるまちづくり  
＜教育文化＞

あなたの知恵・みんな  
が主役のまちづくり  
＜住民参画交流＞

## 施策大綱

- (1) 活力のある農業の振興
- (2) 経営能力に優れた多様な経営体の育成
- (3) 農産物のブランド化と産地づくりの推進
- (4) 豊かな森林資源の整備と活用促進
- (5) 工業の振興
- (6) 商業の振興
- (7) 観光の振興
- (8) 新たな地域産業の振興

- (1) 学校教育の充実
- (2) 生涯学習の推進
- (3) 地域文化の振興
- (4) 生涯スポーツの振興

- (1) 市民との協働・活動支援
- (2) 連携・交流の推進
- (3) 男女共同参画社会の形成
- (4) 自治体運営の効率化・高度化

# 第2次横手市総合計画（平成28年度～令和7年度）

【目指す将来像】

『みんなの力で 未来を拓く 人と地域が<sup>ひら</sup>燦やくまち よこて』

## ●基本構想（10年間：H28～R7）

まちづくりの基本となる指針

- ①将来像
- ②重点目標
- ③基本目標

基本  
構想

## ●基本計画（前期5年・後期5年：R3～R7）

基本構想に掲げる目標を達成するために  
分野ごとの方針や施策展開を示したもの

- ④政策
- ⑤施策

基本計画

## ●実施計画（3年）

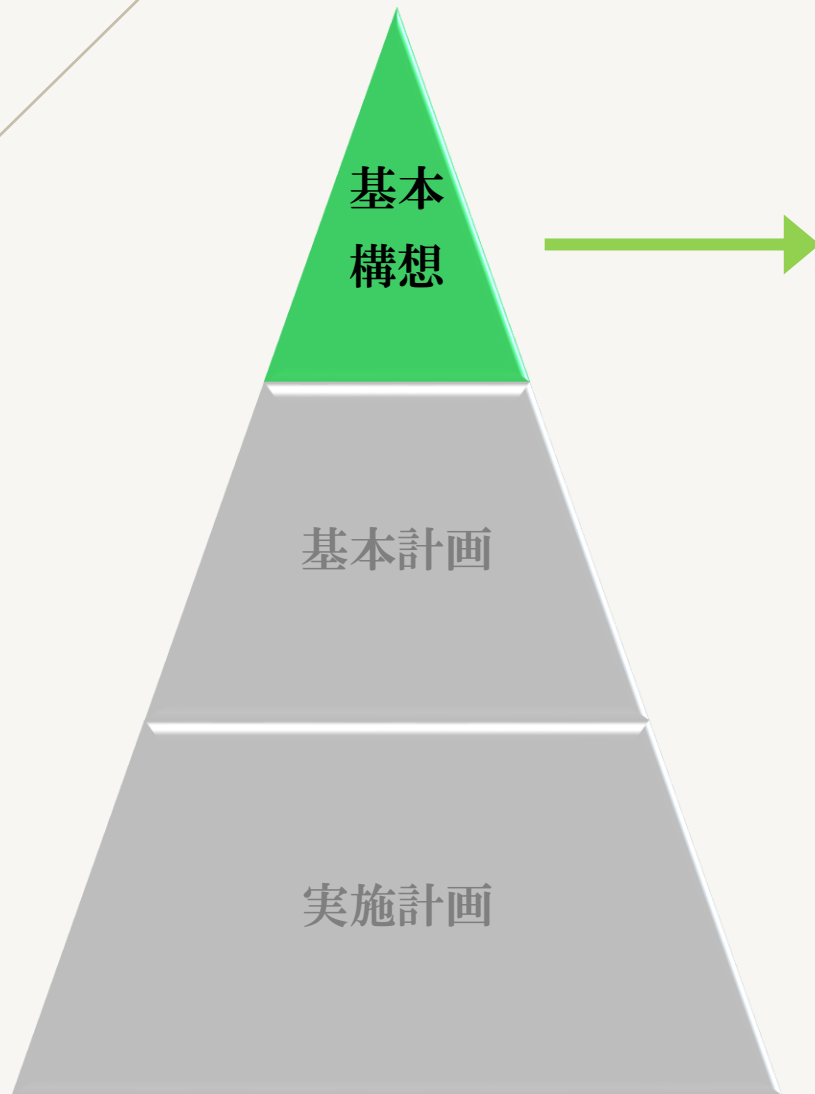
基本計画で定めた政策と施策を達成するための具  
体的な事業内容を示したもの。

毎年度ローリングを実施（計画と実績のズレの修正）

- ⑥実施計画事業
- ⑦実施計画中事業

実施計画

# 基本構想（平成28年度～令和7年度）



## ●基本構想（10年間：H28～R7）

基本構想は、横手市が目指す「**将来像**」を明らかにし、今後取り組むべき**重点目標**、まちづくりの**基本目標**を示し、これを長期的な視点で計画的に実現していくため、**まちづくりの方向性**を定めることを目的とする。

### ①将来像

みんなの力で 未来を拓く  
人と地域が燦くまち よこて

### ②重点目標

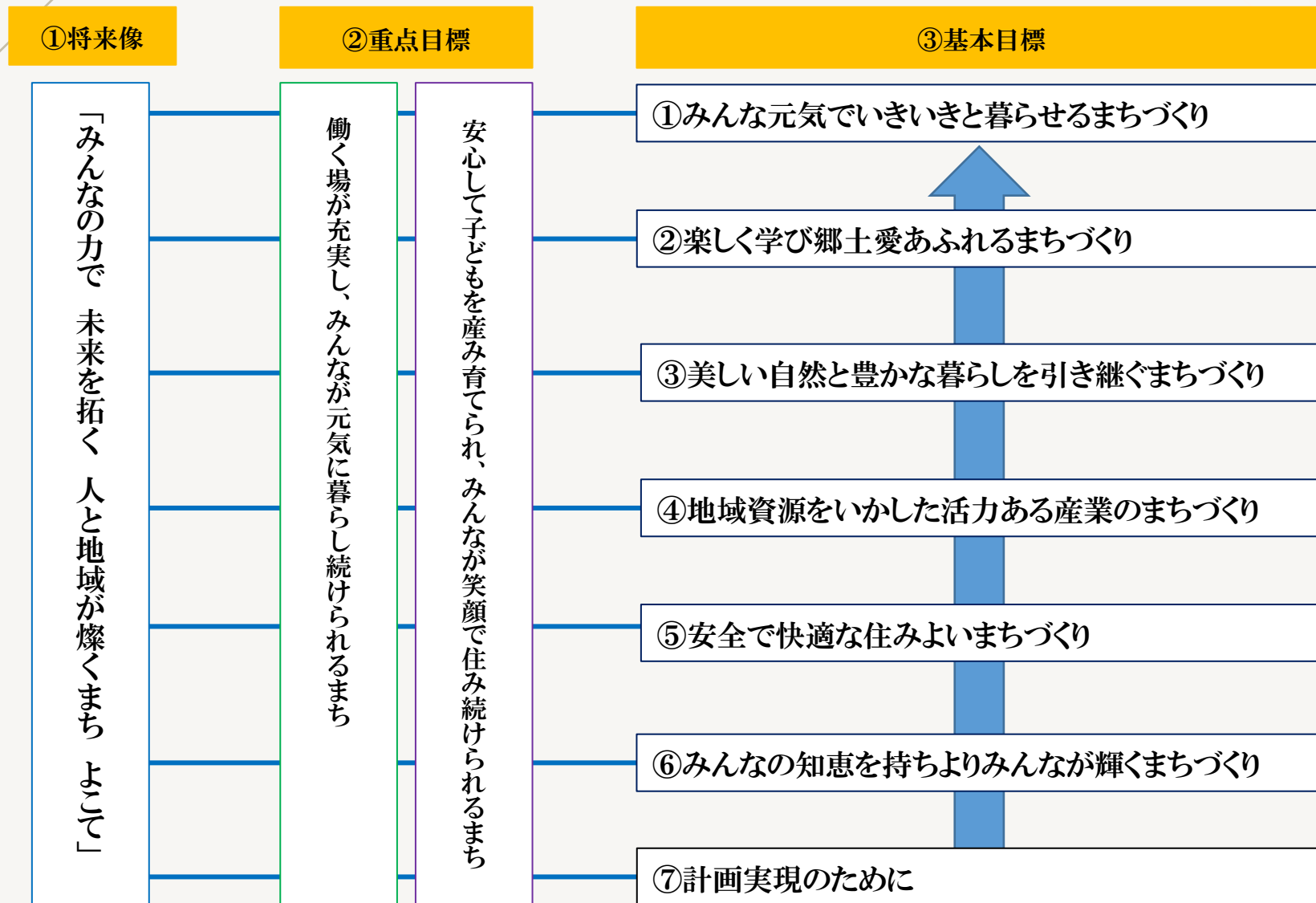
総合戦略に繋がる目標

- ◎働く場が充実し、みんなが元気に暮らし続けられるまち
- ◎安心して子どもを産み育てられ、みんなが笑顔で住み続けられるまち

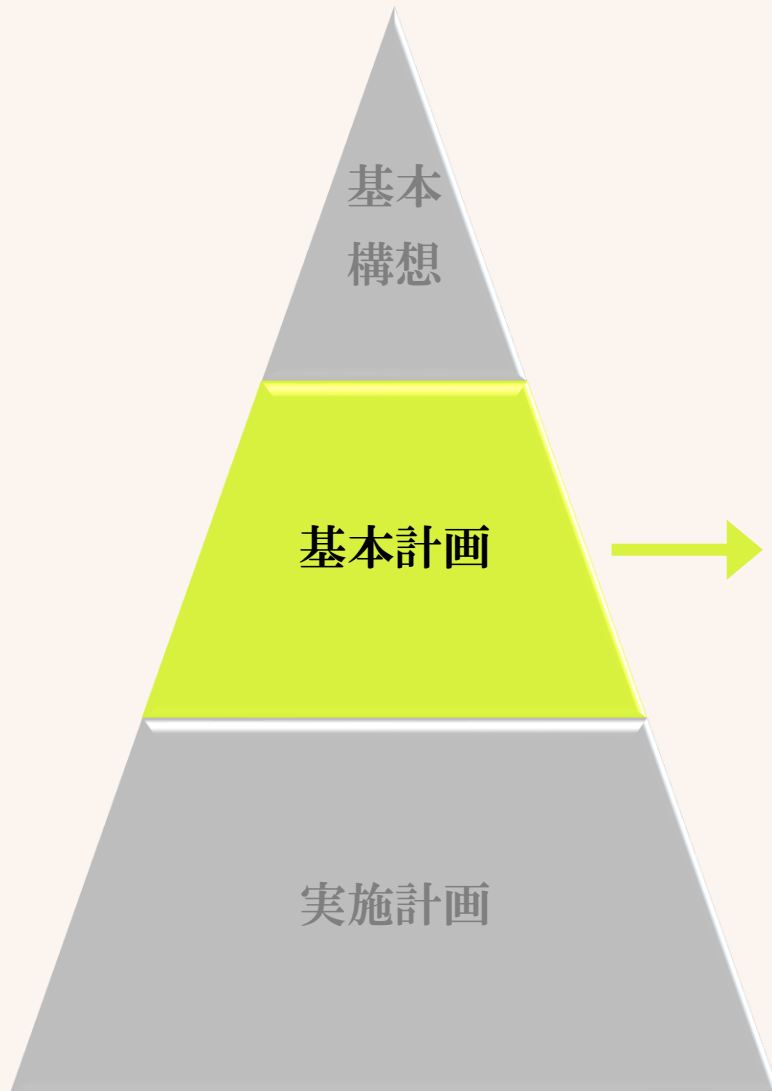
### ③基本目標

7つの基本目標（次ページ参照）

# 基本構想（平成28年度～令和7年度）



# 基本計画（前期：平成28年度～令和2年度 後期：令和3年度～令和7年度）



## ●基本計画（前期5年・後期5年）

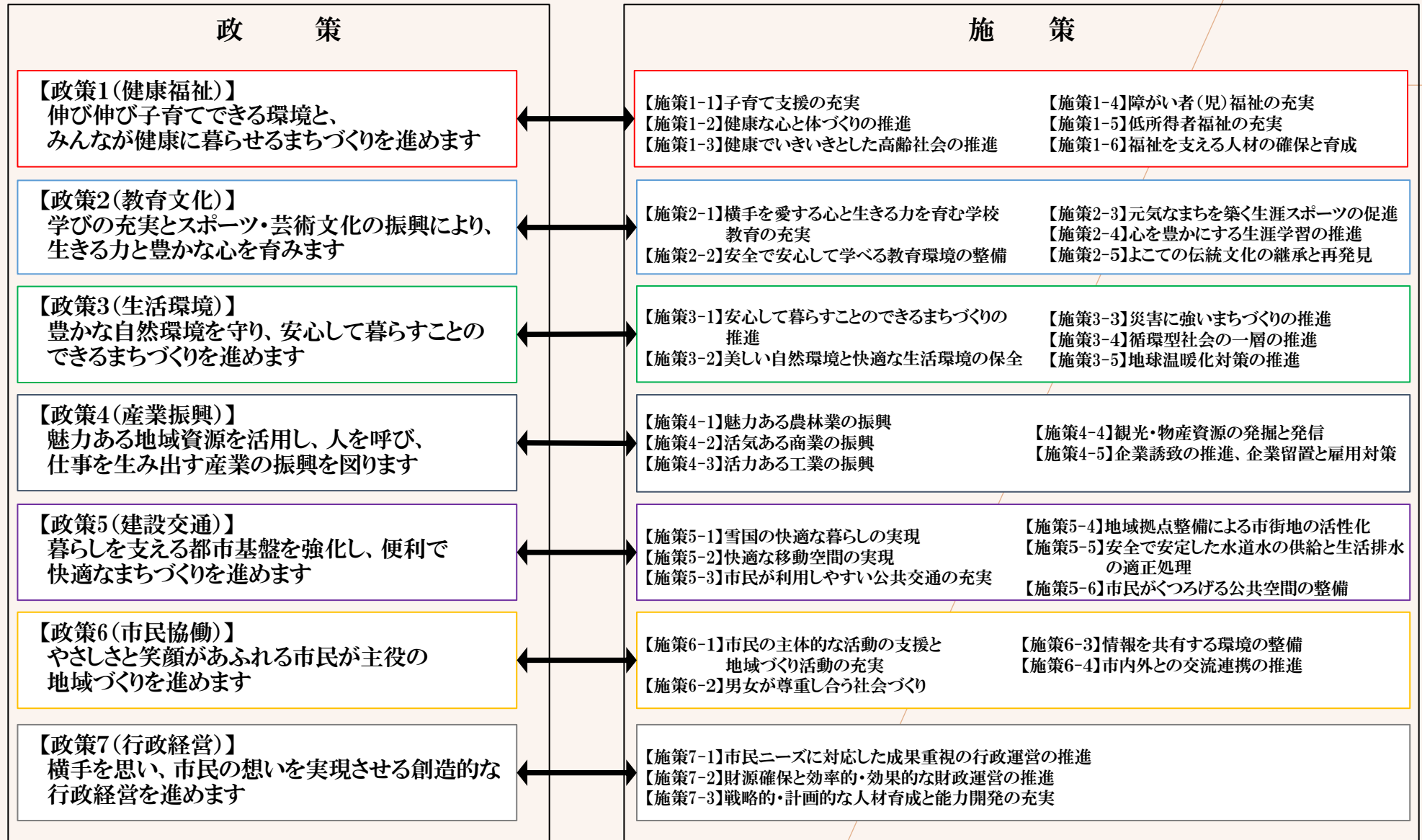
基本構想を達成するため、取り組む分野（政策）と、その目指す姿、分野ごとの手段（施策）を明らかにしたもの。

※後期基本計画5年⇒令和3年度～令和7年度

④政策…基本目標を達成するための7つの手段  
（7つの政策）

⑤施策…政策を実現するための34の手段  
（34の施策）

# 基本計画 政策と施策の位置づけ



# 基本計画 施策（後期計画の見方）

政策名称＋政策担当部局＋SDGsマーク

施策名称＋施策担当課室所＋SDGsマーク

1. 目指す将来の姿

2. 取り組み方針

3. 現状と課題

SDGs... 持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成された国際社会全体の開発目標



## 【政策1】

伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます

所管: 市民福祉部・病院事業・建設部

## 施策1-1 子育て支援の充実

所管: 子育て支援課・健康推進課・国保市民課

### 1. 目指す将来の姿

すべての家庭が、育てる喜びを感じながら安心して子育てができ、かつ地域全体で子育てを支えていくまちなっています。

### 2. 取り組み方針

人口減少と少子高齢化が同時に進行する中、子どもの健やかな育ちを視点とした支援と、市民が安心して子どもを産み育てられる環境の整備を図ります。また、地域など社会全体が幅広い視野に立った子育て支援を推進します。

### 3. 現状と課題

- 核家族世帯の増加や共働きなど就業形態の変化により、多様な保育サービスが一層求められている中で、特に保育所及び放課後児童クラブのニーズが高まっています。放課後児童クラブの実施場所の確保と支援員の確保をはじめ、一層の保育サービスの充実が必要です。
- 家族形態が多様化する中、親がひとりで子育てをする家庭では、経済的な不安や子どもとの時間が十分に取れないなどの悩みを抱えている場合が多く、より充実した支援が求められています。一人で不安や悩みを抱え込まないよう、ひとり親家庭のふれあいの場を提供するとともに、生活支援や就業支援に関する各種制度を周知し、活用を促進する必要があります。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を継続する必要があります。また、乳幼児健康診査や健康相談は、発育発達の確認の場だけでなく、保護者の育児不安の軽減を図る重要な機会と考えられることから、未受診者への徹底した受診勧奨を今後行う必要があります。
- すべての家庭において、仕事と子育てが両立できる環境づくりを支援するため、企業や就業者自身に対して、多様な働き方の実現及び男性を含めた子育て期の働き方の見直しを働きかけ、育児休業の取得率向上に向けた意識啓発を図ることなどが必要です。

# 基本計画 施策（後期計画の見方）

## 4. 施策の展開

| 主な取り組み             |                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①多様な保育ニーズへの対応      | 1) 延長保育や一時預かり事業、病児保育事業など、多様な保育ニーズに対応していきます。<br>2) 公立保育所の民営化を目指し、私立保育所等を含む施設整備とその支援を計画的に進めます。<br>3) 認定こども園への円滑な移行の推進をはじめ、利用者の多様なニーズへの対応にとどまらない、保育の質の向上にむけた関係機関との連携強化を図っていきます。                       |
| ②児童の健全育成           | 1) 放課後児童クラブは、保護者の利用ニーズにあわせた受け入れ体制の環境整備を進めるとともに、支援員の資質の向上を図ります。<br>2) 食を通じた健全育成と健康増進のため、幼稚園・保育所・小中学校の児童生徒及び保護者等を対象に歯科指導・食育指導・保健指導等の学習会の実施や情報提供を推進します。                                               |
| ③子育てに関する交流や相談の場づくり | 1) 保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や同年齢をもつ親子交流の場の提供を充実させ、地域に開かれた子育て支援施設としての機能や利用者への情報提供と関係機関との連絡調整の充実を図ります。<br>2) 子育てに関する相談窓口の周知を行うとともに、関係機関の連携を強化し、保護や支援が必要な子どもの早期発見、支援に取り組みます。                      |
| ④経済的な支援の充実         | 1) 安心して子どもを産み育てることができるよう、保護者の経済的負担への支援を図るため、保育料の軽減や医療費の助成を引き続き実施します。                                                                                                                               |
| ⑤ひとり親家庭等への支援       | 1) 支援が必要なひとり親家庭等に対し、ひとり親家庭のしおりの配布やさまざまな相談業務、また児童扶養手当の給付等を通じて、ひとり親家庭世帯の自立支援に取り組みます。                                                                                                                 |
| ⑥母子保健の充実           | 1) 妊娠期も含め、各月齢に応じた健康診査で母子の健康管理を支援します。また、健康診査の結果を訪問指導に結びつけ、未受診者も含めた個別のケースにきめ細かな指導を展開していきます。<br>2) 健康相談や個別訪問等を実施し、妊産婦等の育児不安の解消を図ります。また、両親・祖父母等と一緒に子育てするという意識を啓発するため、ともに学び、出産や子育てについて理解を深める場を提供していきます。 |

|                   |                                                                                                                                                            |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑦子育てしやすい社会環境づくり   | 1) 仕事と育児や介護等家庭生活の両立のための意識啓発やその支援制度の周知、また、男性の育児休暇取得促進のための施策を実施し、ワークライフバランスに取り組む事業所の増加を図ります。<br>2) 子育てや家事など家庭生活を協力・分担し、それぞれの負担を減らすことができる3世代の同居や近居の促進に取り組めます。 |
| ⑧結婚を希望する若い世代への後押し | 1) 結婚や出産は、個人の意思によるものであることを基本としながらも、結婚を望む若い世代が自然な流れで人生の節目を迎えられるよう、出会いや結婚を後押しする取り組みを進めます。                                                                    |

### 施策実現のための主要事業等

1. 保育支援事業(延長保育・病児保育等)
2. 保育所整備助成事業
3. 放課後児童健全育成事業
4. 公立保育所・地域子育て支援拠点(子育て支援センター等)の運営
5. 福祉医療費制度
6. ひとり親家庭支援事業
7. 各保健(妊産婦・乳幼児・歯科)事業
8. ワークライフバランス推進事業
9. 若者出会い・結婚生活応援事業

## 5. 私たちが協力できること

- ▶市民は、家族で協力し支え合って子育てをします。
- ▶市民は、地域の見守りによる児童虐待の早期発見、防止に努めます。
- ▶事業者は、仕事と子育てを両立できる、子育てしやすい職場環境の整備に努めます。

## 6. 施策の成果指標

| 成果指標    |                                     | 現状値<br>(R1 直近値) | 後期目標値<br>(R7) |
|---------|-------------------------------------|-----------------|---------------|
| まちづくり指標 | 「児童福祉(子育て支援)の充実」に対する市民満足度           | 68.8 点          | 73.6 点        |
| サブ指標    | 保育所充足率                              | 100%            | 100%          |
|         | 放課後児童クラブ利用定員                        | 1,283 人         | 1,429 人       |
|         | 子育て支援拠点施設の年間利用回数<br>(利用対象年齢児童一人当たり) | 5.2 回           | 6.4 回         |
|         | 乳幼児健康診査受診率                          | 97.5%           | 100%          |

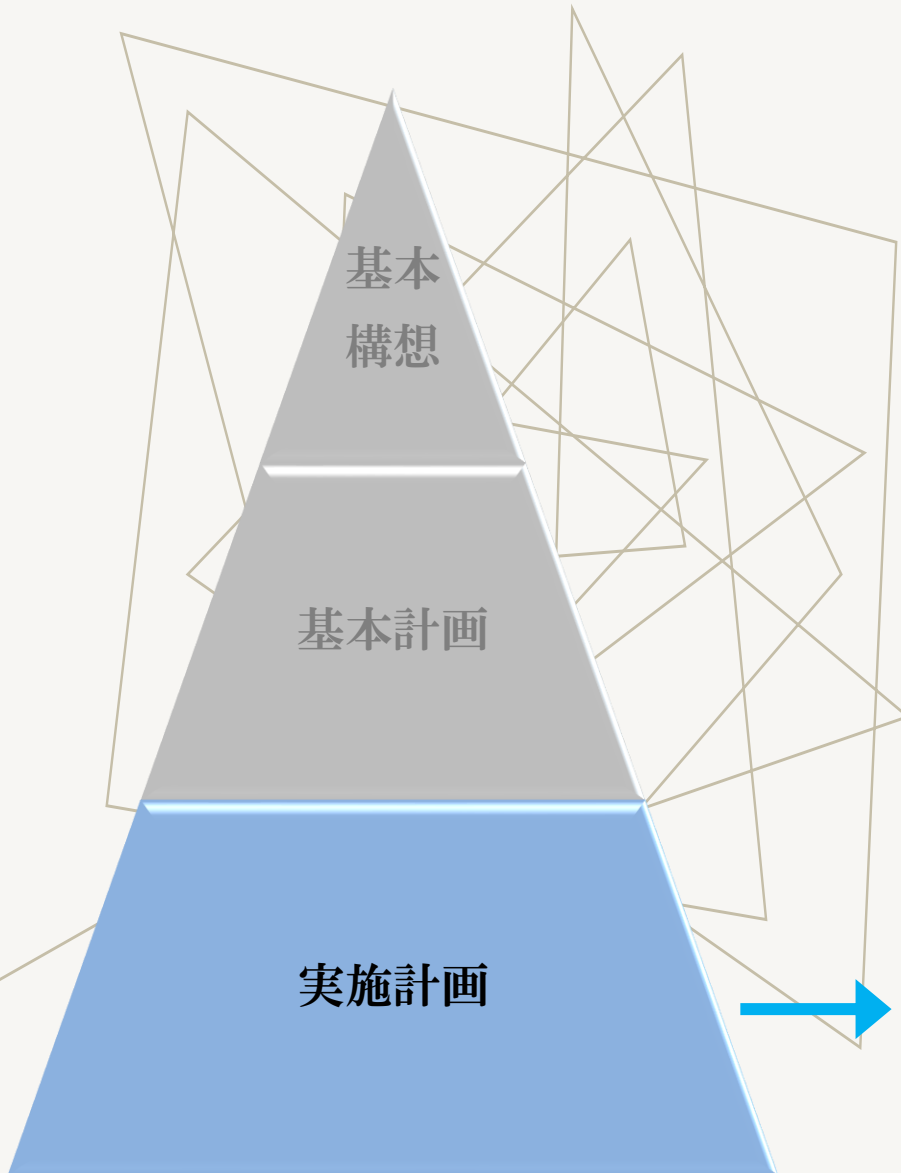
## 4. 施策の展開

## 主要事業

## 5. 私たちが協力できること

## 6. 施策の成果指標

# 実施計画（計画期間：3か年※毎年度ローリングを実施）



## ●実施計画(3年)

基本計画で定めた**政策と施策を達成するために**、さらに具体的な**手段**(事業内容)を示したもの

※社会情勢の変化に柔軟に対応するために、向こう3年間の計画を策定し、毎年度**ローリング**を実施する。  
(計画と実績のズレの修正)

## ⑥実施計画事業

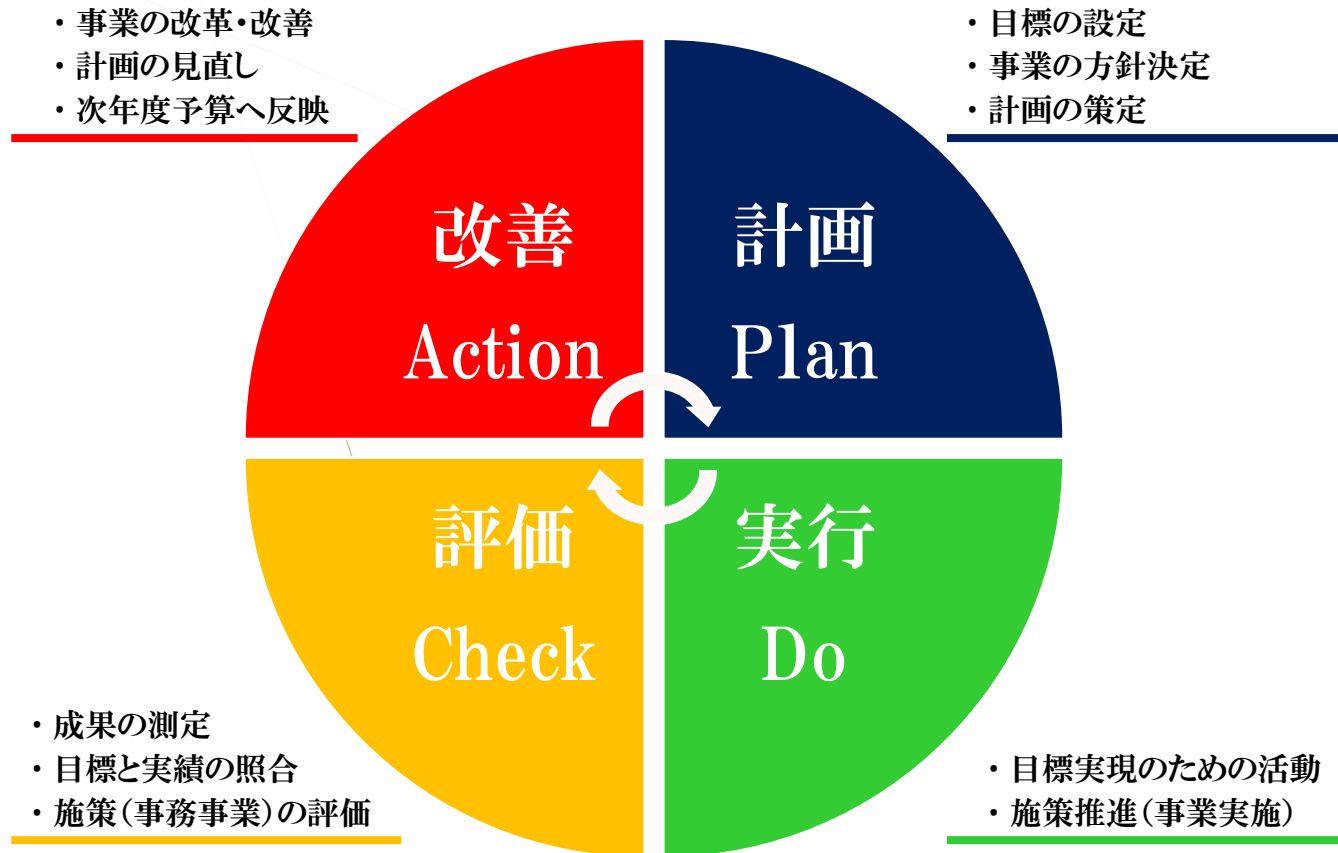
…施策達成のための具体的手段  
(約600事業)

## ⑦実施計画中事業

…実施計画を更に細分化した手段  
(約1,500事業)

# 行政評価との連携

施策や実施計画事業について、しっかりと評価・検証を行い、その結果を次の計画や予算編成に活用していくためのマネジメントサイクル(PDCAサイクル)を確立し、変化し続ける行政需要に的確かつ柔軟に対応する。



# 第3次総合計画の策定基本方針

## 基本的な考え方

近年の地方自治体を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化のさらなる急速な進行を要因とする人口構造の変化や社会ニーズの多様化等により大きな変化が生じています。また、新型コロナウイルスの流行や急速に進むデジタル技術の活用などにより、ライフスタイルやワークスタイルも大きな転換期を迎えています。

次期総合計画は、さらなる社会情勢の変化にも対応し、持続的かつ計画的な市政運営を行うことができるよう、以下の視点に基づき策定します。

### (1)市民との協働による計画づくり

各種アンケートによる市民意識調査やパブリックコメント等による意見募集などを幅広く実施し、市民の多様な意見を反映した計画を目指します。また、計画策定の中心となる策定委員会は、関係団体と市民委員、市職員で構成し、対話を中心とした計画づくりを進めます。

### (2)重点事項や優先順位が明確で、戦略性のある計画づくり

限られた資源を有効に配分するため、さらなる選択と集中により、施策や事業の優先度や重点取組事項を明確にし、将来を見据えた戦略性のある計画づくりを進めます。

### (3)市民に分かりやすい計画づくり

市の目指す姿や具体的な目標を明確に示し、市民と行政がまちづくりの方向性を共有できる計画にするとともに、可能な限り記載方法を簡略化し、親しみやすい計画づくりを進めます。

### (4)実現性と実効性を確保した計画づくり

人口減少や少子高齢化など本市を取り巻く社会情勢、将来の人口動向や財政状況等を十分に想定し、施策の実現性や事業の実効性を確保した計画づくりを進めます。

### (5)成果を可視化し、適切な進行管理が行える計画づくり

政策や施策単位で、明確な目標(到達点)を設定するとともに、その達成状況と成果を検証し、予算配分や政策の優先付けへの反映など、適切な進捗管理ができる計画づくりを進めます。

# 第3次総合計画の策定基本方針

## 政策形成・施策形成の視点

第2次総合計画における7つの分野別政策である「健康福祉」「教育文化」「生活環境」「産業振興」「建設交通」「市民協働」「行政経営」については、現状の体系を踏襲する方向とします。

また、以下の個別課題については、全分野にわたる共通政策として位置づけ、それぞれの政策と施策の形成プロセスにおいても当該視点を意識しながら、計画策定を進めます。

### (1)人口減少社会・男女共同参画社会への対応

将来にわたって活力ある持続可能なまちづくりを実現するため、全分野にわたって人口の社会増・自然増、男女共同参画の実現等を視野に計画を策定します。

### (2)デジタルの活用による地域課題の解決

コロナ禍の経験により、急速に進んだ行政のDXや地域社会のデジタル化の推進に伴い、市民の利便性や行政機能の効率性をさらに向上させる取り組みを意識して計画を策定します。

# 第3次総合計画の策定基本方針

## 計画の構成及び計画期間

これまでの総合計画を継承し、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

### (1)基本構想

長期的な観点からまちづくりのビジョンとして基本理念と将来像を示すものです。基本構想は自治基本条例第11条第2項に基づき、議会の議決が必要となります。

【構成】将来像、重点目標、基本目標

【期間】10年間(令和8年度～令和17年度)

### (2)基本計画

基本構想の実現に向けて、基本的な政策と施策の体系、また、その達成度を測るための指標(アウトカム指標)を定めます。

【構成】政策、施策

【期間】前期及び後期計画それぞれ5年間

### (3)実施計画

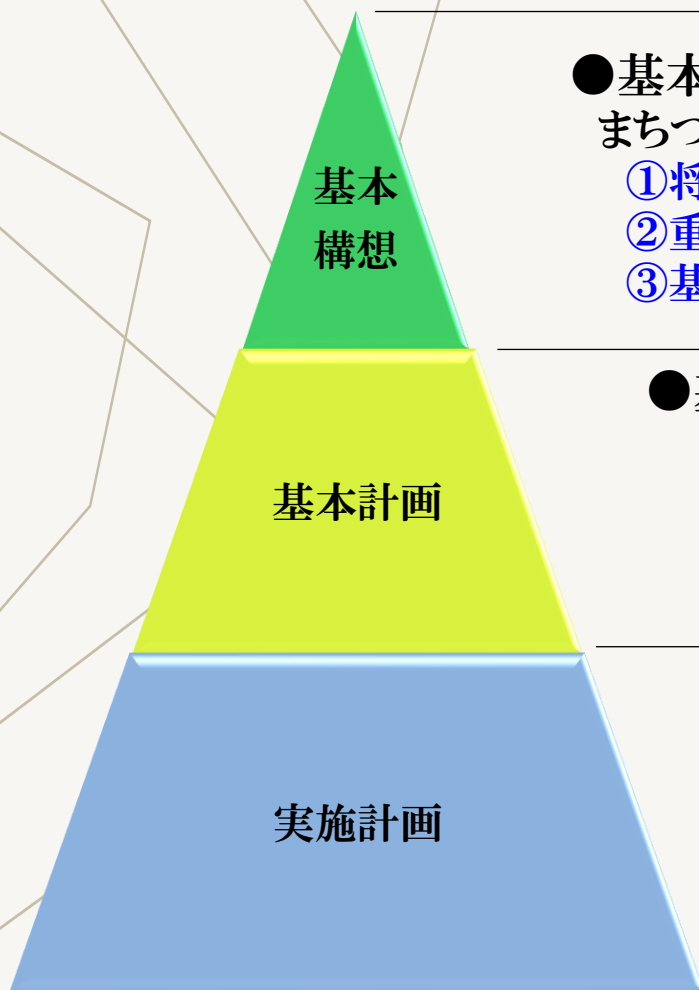
基本計画を達成するための具体的な手段(事業内容)を示すとともに、行政活動を測るための指標(アウトプット指標)を定めます。

【構成】実施計画事業、実施計画中事業

【期間】3年間(ローリングを行いながら毎年更新)

# 第3次総合計画の策定基本方針

## 第3次総合計画の構成イメージ



### ●基本構想(10年間:R8～R17)

まちづくりの基本となる指針

- ①将来像
- ②重点目標
- ③基本目標

### ●基本計画(前期R8～R12・後期R13～R17 各5年)

基本構想に掲げる目標を達成するために  
分野ごとの方針や施策展開を示したもの

- ④政策
- ⑤施策

### ●実施計画(3年:毎年ローリング)

基本計画で定めた政策と施策を達成するための具  
体的な手段(事業内容)を示したもの。

- ⑥実施計画事業
- ⑦実施計画事業

# 第3次総合計画の策定基本方針

## 策定の体制

### (1) 策定の体制

#### ① 総合計画審議会

附属機関として、住民の代表や学識経験者等で構成し、市長の諮問に応じて、計画案の全般的な内容について審議し、市長に対して答申を行います。

#### ② 政策会議

市の最高方針・重要施策等を審議する機関として、策定委員会で作成された計画案を審議します。

#### ③ 策定委員会

関係団体、市民代表、市職員（施策担当課長）で構成し、政策分野単位で基本計画の原案を作成します。

#### ④ 庁内策定部会

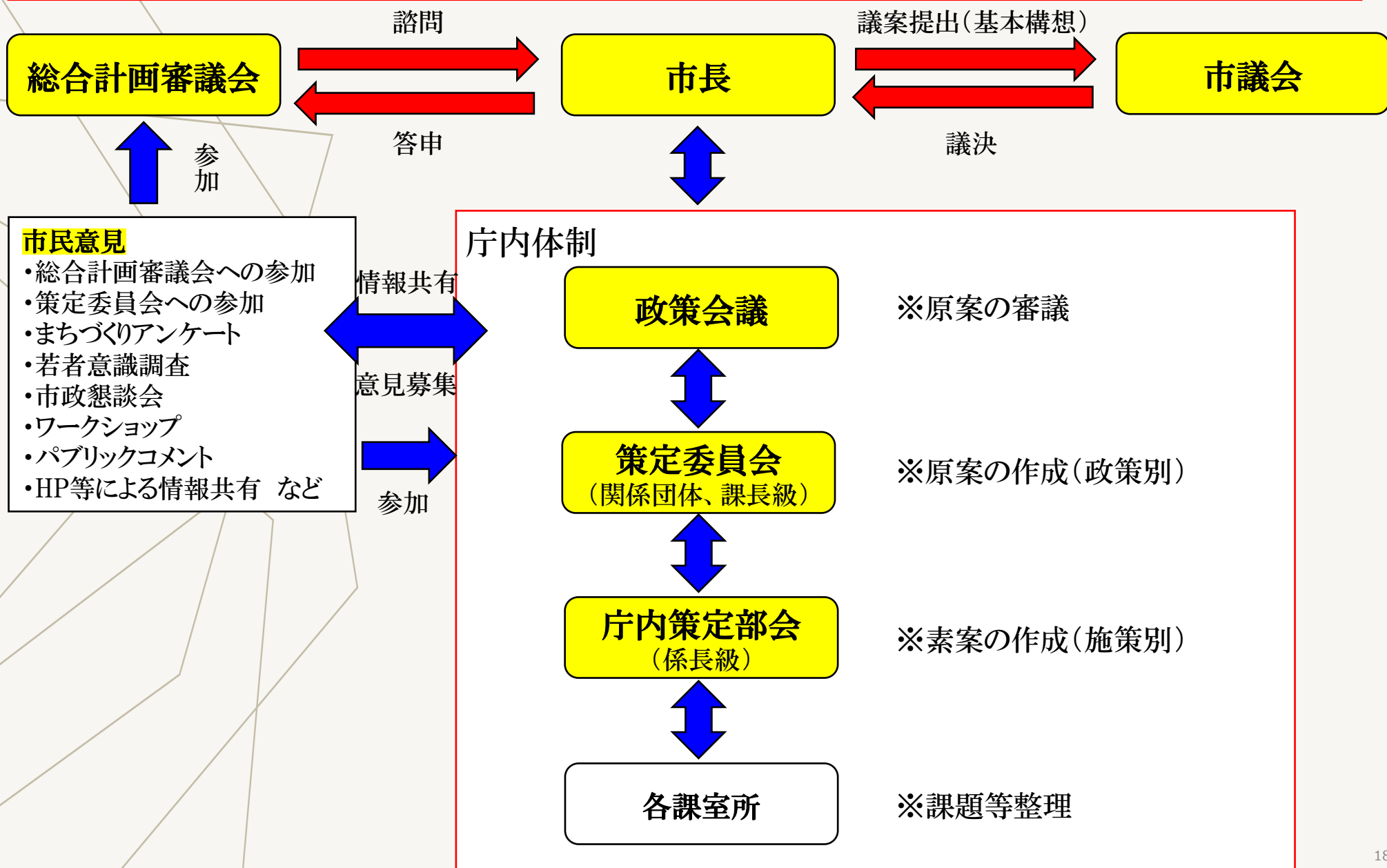
担当係長等で構成し、施策分野別に基本計画の素案を作成します。

### (2) 市民参画

まちづくりの主役である市民の積極的な計画策定への参加に努めます。

※総合計画審議会や策定委員会への参加、各種アンケートやパブリックコメント等による意見募集、HPや市報等による情報共有 等

# 第3次総合計画の策定体制



# 第3次総合計画策定スケジュール（令和6年度）

| 年月   | 総合計画審議会                                 | 策定委員会                                                    | 庁内策定部会                                              | 市民意見等                                                      |
|------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| R6.5 |                                         |                                                          | ・策定部会選任依頼(係長級)                                      | ・まちづくりアンケートの実施<br>・若者意識調査の実施                               |
| 6    |                                         |                                                          | ・第1回策定部会(全体説明、役割分担)<br>・第2回策定部会(現状と課題の整理、取り組み方針の検討) | ・市政懇談会での意見聴取                                               |
| 7    |                                         |                                                          | ・第3回策定部会(施策の検討)                                     | ・市政懇談会での意見聴取                                               |
| 8    | ・第1回審議会(委嘱状交付、現計画の説明、自治基本条例の説明、過去の取組結果) |                                                          | ・第4回策定部会(政策の検討)                                     | ・将来像の公募(小中学生から絵画募集、中学生部門、一般部門の将来像川柳募集)<br>・市民とのワークショップ(2回) |
| 9    | ・第2回審議会(現計画の総括評価の実施)                    | ・第1回策定委員会(委嘱状交付、全体説明)<br>・第2回策定委員会(現状と課題の整理、取り組み方針の意見交換) |                                                     | ・わがまちよこて写真募集(8/1～9/30)                                     |
| 10   | ・第3回審議会(自治基本条例の検証)                      | ・第3回策定委員会(政策、施策の検討)<br>・第4回策定委員会(基本目標の検討)                |                                                     |                                                            |
| 11   | ・第4回審議会(自治基本条例の検証、将来像の検討)               | ・第5回策定委員会(将来像の検討)<br>・第6回策定委員会(将来像原案、基本構想原案の検討、確認)       |                                                     |                                                            |
| 12   | ・第5回審議会(基本構想原案の審議)                      |                                                          |                                                     |                                                            |
| R7.1 | ・第6回審議会(基本構想原案の審議)                      |                                                          |                                                     |                                                            |
| 2    |                                         |                                                          |                                                     |                                                            |
| 3    | ・第7回審議会(パブリックコメント実施後の原案の審議)             |                                                          |                                                     |                                                            |

# 総合計画市内策定部会の実施内容

## 令和6年度

- 各政策、施策の検討を実施

- 1)現状と課題の整理
- 2)現状と課題の検討を踏まえ、取り組み方針を検討
- 3)1)、2)を見直し後、施策を検討
- 4)施策検討後、政策を検討

- 各政策、施策を整理した内容を策定委員会で説明

## 令和7年度

- 施策の検討

- 1)施策の展開の検討
- 2)施策実現のための主要事業等の検討
- 3)施策の成果指標の検討

- 施策の検討結果を策定委員会で説明
- 「目指す将来の姿」の検討
- 「私たち(市民・事業者)が協力できること」の検討

### 【政策1】

伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます

所管：市民福祉部・病院事業・建設部

### 施策1-1 子育て支援の充実

所管：子育て支援課・健康推進課・国保市民課

#### 1.目指す将来の姿

すべての家庭が、育てる喜びを感じながら安心して子育てができ、かつ地域全体で子育てを支えていくまちになっています。

#### 2.取り組み方針

人口減少と少子高齢化が同時に進行する中、子どもの健やかな育ちを視点とした支援と、市民が安心して子どもを産み育てられる環境の整備を図ります。また、地域など社会全体が幅広い視野に立った子育て支援を推進します。

#### 3.現状と課題

- 核家族世帯の増加や共働きなど就業形態の変化により、多様な保育サービスが一層求められている中で、特に保育所及び放課後児童クラブのニーズが高まっています。放課後児童クラブの実施場所の確保と支援員の確保をはじめ、一層の保育サービスの充実が必要です。
- 家族形態が多様化する中、親がひとりで子育てをする家庭では、経済的な不安や子どもとの時間が十分に取れないなどの悩みを抱えている場合が多く、より充実した支援が求められています。一人で不安や悩みを抱え込まないよう、ひとり親家庭のふれあいの場を提供するとともに、生活支援や就業支援に関する各種制度を周知し、活用を促進する必要があります。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を継続する必要があります。また、乳幼児健康診査や健康相談は、発育発達の確認の場だけでなく、保護者の育児不安の軽減を図る重要な機会と考えられることから、未受診者への徹底した受診勧奨を今後行う必要があります。
- すべての家庭において、仕事と子育てが両立できる環境づくりを支援するため、企業や就業者自身に対して、多様な働き方の実現及び男性を含めた子育て期の働き方の見直しを働きかけ、育児休業の取得率向上に向けた意識啓発を図ることなどが必要です。

# 総合計画策定委員会の実施内容

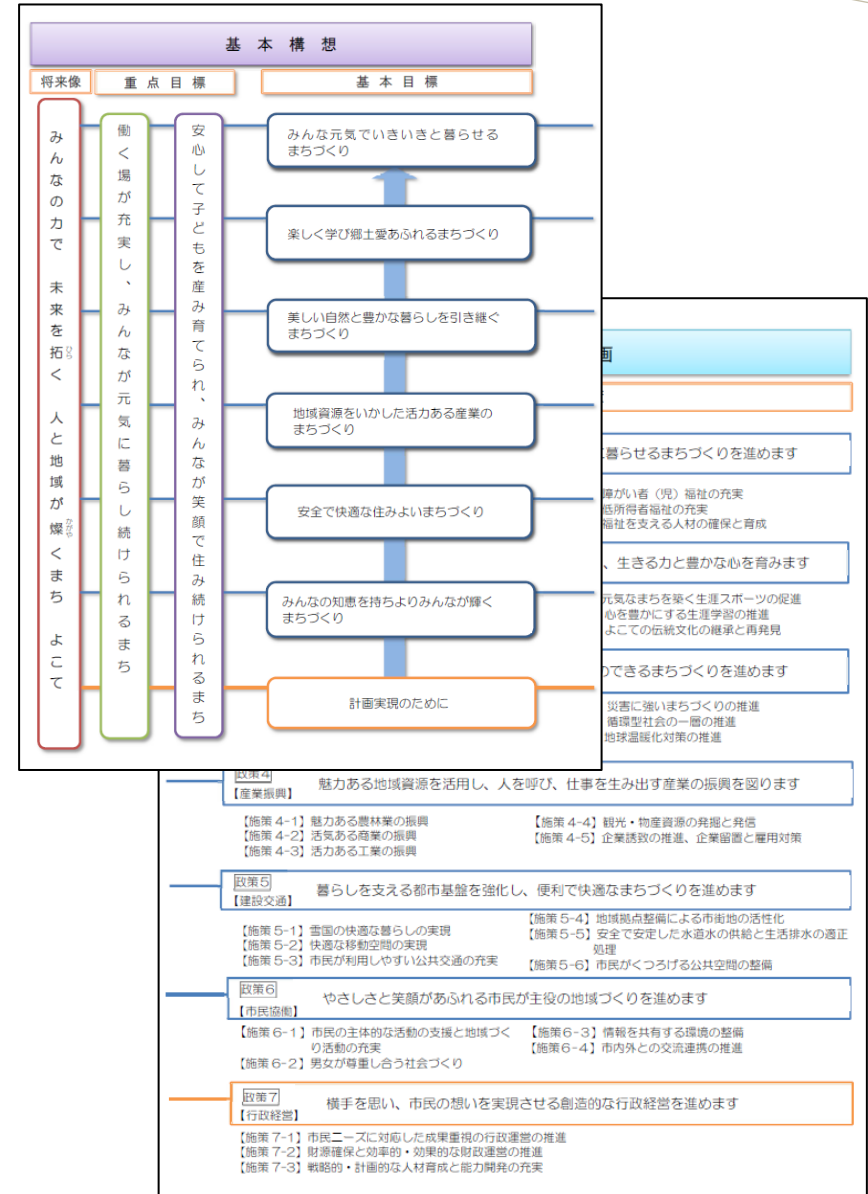
## 令和6年度

- 重点目標、基本目標の検討
- 各政策、施策の議論

- 1) 策定部会で検討した現状と課題、取り組み方針の議論
- 2) 策定部会で検討した政策、施策の議論
- 3) 基本目標の検討
- 4) 将来像、重点目標の検討
- 5) 将来像、基本構想原案の検討、確認

## 令和7年度

- 策定部会で策定した基本計画の議論
- 「目指す将来の姿」の検討
- 「私たち(市民・事業者)が協力できること」の検討
- 全体確認



# 総合計画審議会の実施内容

## 令和6年度

- 第2次総合計画総括の意見交換(評価)  
第2次総合計画の施策総括結果を基に、政策毎に評価を実施
- 自治基本条例の検証  
自治基本条例制定後、10年が経過したことから、現状との整合性を検証、必要に応じて見直しを実施
- 将来像原案の審議、基本構想原案の審議  
策定委員会が作成した将来像原案、基本構想原案の審議を実施
- 基本構想の答申

## 令和7年度

- 基本計画の審議  
策定委員会で議論した基本計画について審議を実施
- 基本計画の答申